

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 1 月15日

【会社名】 株式會社大韓航空
(KOREAN AIR LINES CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】 禹 基洪
代表取締役
(Kee-Hong Woo, Representative Director)

【本店の所在の場所】 大韓民国07505ソウル特別市江西区ハヌルギル260
(260 Haneul-gil, Gangseo-gu, Seoul 07505, Korea)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区神田小川町一丁目 7 番地
小川町メセナビル 4 階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【連絡場所】 東京都千代田区神田小川町一丁目 7 番地
小川町メセナビル 4 階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2024年 9 月30日
効力発生日	2024年10月 8 日
有効期限	2026年10月 7 日
発行登録番号	6－外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1,000億円
発行可能額	1,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年 1 月15日（提出日）である。

【提出理由】

(i)発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、参照書類の情報を更新し、また発行登録書の添付書類である「事業内容の概要および主要な経営指標等の推移」を更新するため、ならびに(ii)発行登録書に「韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第4回円貨社債（2025）」に関する一定の記載事項および添付書類を追加・添付するため、本訂正発行登録書を提出するものである。
(訂正内容については、本文および添付書類を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

(注) 1. 本書に記載の「ウォン」は大韓民国の通貨を、また「円」は日本国の通貨を、それぞれ指す。

2. 本書において、別段の記載がある場合または文脈上別段に解すべき場合を除き、「当社」または「発行会社」とは、株式会社大韓航空（Korean Air Lines Co., Ltd.）を指す。

「保証人」とは、韓国輸出入銀行を指す。

「韓国」とは大韓民国を、また「政府」とは韓国政府を、それぞれ指す。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

（発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に、以下の記載が挿入される。）

<韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第4回円貨社債（2025）に関する情報>

第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には、株式会社大韓航空（以下「発行会社」または「当社」という。）が発行する韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第4回円貨社債（2025）（以下「本社債」という。）についての記載がなされている。

以下に記載するもの以外については、「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘 柄	韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第4回円貨社債（2025）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	（未定）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	（未定）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（％）	年（未定）％
利払日	毎年（未定）月（未定）日 および（未定）月（未定）日	償還期限	2028年（未定）月（未定）日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年（未定）月（未定）日	払込期日	2025年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「振替機関」という。）	東京都中央区日本橋兜町7番1号

（注） 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債および本保証（下記「保証」に定義する。）に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日報新聞紙上に各1回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社または大韓民国（以下「韓国」という。）において1969年韓国輸出入銀行法（その後の改正を含む。）に基づき特別法上の法人として設立された韓国輸出入銀行（以下「保証人」という。）が行うべき当該公告は、発行会社または保証人の請求があった場合、発行会社または保証人の費用負担により、発行会社または保証人に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。

引 受 人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が連 帯して本社債の発行 総額を引受けるの で、個々の共同主幹 事会社の引受金額は ない。	本社債の発行総額 は、発行会社、保証 人および共同主幹事 会社の間で2025年 (未定)月(未定) 日に調印される元引 受契約に従い共同主 幹事会社により連帯 して買取引受けさ れ、一般に募集され る。左記以外の元引 受けの条件は未定で ある。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と 総称する。)	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号		
合 計		(未定)	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行代理人・支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債に関する発行会社および（適用ある場合は）保証人の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債に関する社債の要項（以下「社債の要項」という。）、本社債に関する保証の要項（以下「保証の要項」という。）、発行会社と保証人と財務代理人との間の2025年（未定）月（未定）日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社または保証人のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項および保証の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人を代替し、社債の要項、保証の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

本社債の利息は2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）からこれを付し、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円により後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－3 支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2028年（未定）月（未定）日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税制上の理由による早期償還

(i) 韓国、その下部行政主体、それらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（かかる変更または改正が本社債の発行日より後に効力を生じる場合に限る。）の結果、次回の利払日に、発行会社または場合により保証人が追加額（下記「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に定義する。）の支払義務を負っているかもしくは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社または場合により保証人が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を下記の償還価格で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社または保証人がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2026年（未定）月（未定）日以前	本社債の金額の100.50%
2026年（未定）月（未定）日から2027年（未定）月（未定）日まで	本社債の金額の100.25%
2027年（未定）月（未定）日以降	本社債の金額の100.00%

発行会社または保証人が下記「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、かつそのときに有効な韓国、その下部行政主体、それらの課税当局またはそれらの域内の課税当局の法令によって発行会社または保証人がかかる追加額の全額の支払いを禁じ

られている場合、発行会社は実務上可能な限り速やかに、ただし、いかなる場合も(i)発行会社もしくは保証人にかかる追加額の支払義務を生ぜしめた事由の発生日または(ii)かかる法令の発効日のいずれか遅い日から40日以内に、その時点で未償還の本社債の全部(一部は不可)を上記に定める償還価格で経過利息を付してかかる法令の制限に従って償還する。

本「償還の方法―(2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員2名が署名し、その償還予定期日とともに発行会社がかかる償還を行う権利を有しておりこれを選択するかまたはかかる償還を行う義務を負っている旨、および発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就したことを示す事実を記載した証明書、ならびに、発行会社または保証人が当該変更または改正により現在かかる追加額の支払義務を負っているかまたは将来かかる追加額の支払義務を負うこととなる旨および発行会社がかかる償還の義務を負う場合には発行会社または保証人がかかる法令によりかかる追加額の支払いを禁じられている旨を述べる定評ある独立の法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、発行会社により償還予定期日より少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は東京営業日(下記「摘要―3 支払い―(ロ)」に定義する。)とし、かかる財務代理人に対する証明書および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法―(2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法―(2)」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

社債の要項において、本社債の元金には、本「償還の方法―(2)」に基づき支払われるべきプレミアムがある場合、これを含むものとみなす。

(3) 買入消却

発行会社または保証人は、公開市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れ、それらを保有し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機関係業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

担 保

本社債には担保は付されない。

本社債および本保証の地位

本社債は、発行会社の直接、一般、無条件、非劣後かつ下記「財務上の特約―(1)」に従う無担保の債務を構成し、本社債相互の間で常に同順位であり、また、強行的かつ一般的に適用される法律の規定によって優先する債務を除き、発行会社のその他のすべての現在および将来の非劣後かつ無担保の債務と常に少なくとも同順位である。

本保証は、保証人の直接、無条件、非劣後かつ(下記「財務上の特約―(2)」第1段落の規定に従って)無担保の一般債務であり、また、保証人のその他すべての残存する無担保かつ非劣後の一般債務と少なくとも同順位となる(ただし、支払不能の場合には、債権者の権利に関連するかまたはこれに影響を及ぼす一般適用法に従う。))。

保 証

保証人は、本社債の元金および利息ならびに社債の要項に基づき支払われるべきその他一切の金銭(かかる元金、利息およびその他の金銭を、以下「被保証額」という。)の発行会社による支払期日(満期であると否とを問わない。)における適正かつ遅滞なき支払いを、本社債権者に対して連帯して保証する。以下、かかる保証を「本保証」という。

保証人は、発行会社が被保証額の適正かつ遅滞なき支払いを怠った場合、支払期日（満期であると否とを問わない。）に、発行会社が支払いを行う場合と同様に、かかる支払いを行うことを約束する。

社債の要項に基づき本社債権者が受領する支払いが、その後、発行会社に破産、清算、支払不能、会社更生その他類似の事由が生じた結果、破産、清算、支払不能、会社更生その他類似の事由に関する法律に基づき、否認されまたは無効とされる場合、かかる支払いは発行会社または場合により保証人の債務を消滅または縮減させるとはみなされず、本保証は、かかる支払いが常に発行会社の義務であった場合と同様に引き続き適用され、保証人はこれについて本社債権者に補償する。

本社債権者は、保証の要項に基づく保証人の義務の履行に先立ち、発行会社もしくは保証人に対して通知もしくは請求をなし、または発行会社の資産に対して法的手続を経由することを要しない。保証人は、本社債権もしくは本保証に関して発行会社に対する先の支払請求、調査、呈示、支払要求、発行会社の合併もしくは破産の際の裁判所に対する債権届出、本社債権者に対する相殺、異議、通告、または一切のその他の請求を求める権利を放棄し、また、社債の要項および保証の要項における義務が完全に履行されない限り本保証は消滅しないことを誓約する。

保証人は、保証の要項に従って支払った金額につき発行会社に対して本社債権者を代位するが、すべての本社債権者の同意がない限り、保証の要項に従った保証人の義務の履行の結果としてまたはそれに関連して保証人が契約もしくは法律に基づきまたは契約もしくは法律によって発行会社に対して有することのある求償権、代位権または金銭の支払いに関するその他の権利を、被保証額の全額が支払われるまで一切行使しないことに合意する。

保証人は、社債の要項（下記「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い」を含むが、これに限られない。）に定める責務と義務を遵守し、かつこれに拘束される。

財務上の特約

(1) 発行会社の担保提供制限

本社債が未償還である限り、発行会社およびその主要子会社（以下に定義する。）のいずれも、(i) いずれかの発行会社相場負債（以下に定義する。）または(ii) いずれかの発行会社相場負債に関するいずれかの保証、補償もしくはその他同種の債務を担保するために、発行会社またはその主要子会社の財産、資産または収入（現在のものか将来のものかを問わない。）の全部または一部の上に抵当権、負担、質権その他の担保権を設定せず、また存続させない。ただし、いずれのかかる場合においても、当該負債、保証、補償もしくはその他同種の債務に対して付されているかもしくは存続しているのと同じ担保権または特別決議（下記「社債権者集会－(3)」に定義する。）により承認されるその他の担保権を本社債に対して同時に付する場合、この限りでない。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、以下の用語は以下の意味を有する。

「主要子会社」とは、関連時点において、発行会社の子会社（以下に定義する。）であって、(a) 発行会社に帰属する当該子会社の資産合計もしくは総収益（当該子会社自体が子会社を有している場合、当該子会社の連結資産合計または連結総収益）が発行会社の連結資産合計もしくは連結総収益の20%以上であるもの（これらすべては、当該子会社および当該子会社の子会社である他の事業体で当該子会社が連結計算書を作成すればかかる連結計算書に含められるであろうもののその時点で直近の監査済計算書類、ならびに発行会社のその時点で直近の連結計算書を参照して算定される。）、または(b) 譲渡直前に主要子会社に該当する子会社からその全部もしくは実質的に全部の資産および事業の譲渡を受けるものをいう。

「子会社」とは、ある者との関係で、いずれか特定の時点において、かかる者および/または1以上のその子会社によって、その時点で直接的もしくは間接的に支配されているか、またはその発行済株式資本（もしくは同等のもの）の50%超がその時点で実質的に所有されている会社または事業体をいう。ここで会社または事業体が他者によって「支配」されているとは、その他者が（直接的または間接的かを問わず、また株式資本の所有か、議決権の保有か、契約またはその他によるかを問わず）当該会社または事業体の取締役会またはその他の統治機関の構成員の全部または過半数を選任および/または解任する権限を有していること、あるいはその他、当該会社または事業体の業務および方針を支配しているかまたは支配する権限を有していることを意味する。

「発行会社相場負債」とは、ノート、ディベンチャー、社債またはその他の負債を証する証書のうち、(a)韓国の法定通貨であるウォン以外のいずれかの通貨でその条項により支払いがなされるかもしくはかかる通貨により支払いを受ける権利を付与するもの、またはウォン建てでその元本総額の50%超が発行会社によりもしくは発行会社の承認によって韓国国外で当初分売されるもので、かつ(b)韓国国外のいずれかの証券取引所、店頭市場その他の証券市場において、建値され、上場され、通常に売買され、もしくは通常に取引されるか、またはそのような可能性のあるものをいう。

本「財務上の特約(1)」に基づき担保権が本社債に対して付される場合、発行会社は、本「財務上の特約(1)」および適用法令に従い、本社債権者のために、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の措置および手続を行うか、または行わせしめる。かかる担保権が設定され対抗要件が具備された場合、発行会社は、かかる担保権が本「財務上の特約(1)」および適用法令に従って本社債権者のために適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用（上記の公告に関する費用を含む。）は、これを発行会社の負担とする。

(2) 保証人の担保提供制限

本社債に未償還額がある限り、保証人は、いずれかの長期対外債務（以下に定義する。）を担保するため、またはいずれかの債務保証を担保するために、保証人の資産（本社債の発行日現在保有していたかその後取得したかを問わない。）の全部またはいずれかの部分の上に抵当権、負担、質権その他の担保権を設定せず、または存続させない。ただし、本社債がこれらと同等かつ比例的に担保される場合はこの限りでなく、また、保証人は、以下の事由で生じる担保権等を設定し、または発生もしくは存続させることができる。

- (a) 韓国政府もしくは韓国銀行、または韓国政府のもしくは韓国政府が支配するその他の機関もしくは関係機関のための抵当権、負担、質権その他の担保権
- (b) 保証人のノートもしくは債権の売却、譲渡その他の処分もしくは割引または保証人の通常の業務におけるその他の取引に起因する抵当権、負担、質権その他の担保権、またはそれらに関連して行われもしくは締結された預託金もしくはその他の取決め
- (c) 保証人が購入した資産の購入価格または保証人の資産の改良費用の未払残高の担保として、保証人が購入した資産（またはその権原文書）に対するか、または保証人の資産の改良に関して生じる抵当権、負担、質権その他の担保権

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、「長期対外債務」とは、韓国の通貨以外の通貨建てで、最終期限がその発生日から1年以上後に到来する借入金債務の支払いまたは返済義務を意味する。

本「財務上の特約(2)」に基づき担保権が本社債に対して付される場合、保証人は、本「財務上の特約(2)」および適用法令に従い、本社債権者のために、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の措置および手続を行うか、または行わせしめる。かかる担保権が設定され対抗要件が具備された場合、保証人は、かかる担保権が本「財務上の特約(2)」および適用法令に従って本社債権者のために適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用（上記の公告に関する費用を含む。）は、これを保証人の負担とする。

社債権者集会

- (1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社のために行為する財務代理人に対して財務代理人の本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対して保有証明書（下記「摘要2 債務不履行事由」に定義する。）を提示しなければならない。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対して社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対してその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対して保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要－3 支払い－(イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。
- (3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。
- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
 - (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
 - (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および委任される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
 - (d) 社債の要項または保証の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項
- 「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。
- 社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。
- 上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。
- (4) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたものとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、(i)発行会社、その持株会社、その子会社もしくはかかる持株会社の他の子会社、または(ii)保証人もしくはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行および保証人による本保証の付与に関する授権を除き、本社債、本保証ならびにこれらに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項または保証の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債または本保証に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債、社債の要項、本保証もしくは保証の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社または保証人に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社および保証人は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに合意する。発行会社または保証人に対するかかる訴訟または手続は、かかる訴訟または手続を審理する韓国法上の管轄裁判所においてもこれを提起することができる。保証人は、自己またはその財産に関して現在有しまたは将来取得することのあるかかる訴訟または手続（訴状の送達、判決の取得、差押え、判決の執行その他に関するものであるか否かを問わない。）からの裁判権免除（主権免除に基づくものであるか否かを問わない。）を、適用ある法律上可能な限度まで取消不能の形で放棄する。もしかかる訴訟または手続からの裁判権免除の事前放棄が適用ある法律上効力を有しない場合には、保証人は、上記の裁判所がかかる裁判管轄権を行使するよう要請し、その管轄権に服する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都の株式会社大韓航空の日本地域本部の日本における代表者を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒105-0014東京都港区芝三丁目4番15号東京KALビルに所在のある株式会社大韓航空の日本地域本部のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任のかかる権限ある受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面により通知し、その旨を本社債権者に対して速やかに公告する。

保証人は、本保証もしくは保証の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、保証人の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都所在の韓国輸出入銀行の東京事務所の所長を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒100-0011東京都千代田区内幸町一丁目2番2号日比谷ダイビル19階1904号に所在のある韓国輸出入銀行の東京事務所のその時々住所を指定する。保証人は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により保証人のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、保証人は直ちに日本国東京都に所在のある後任のかかる権限ある受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、保証人は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面により通知し、その旨を本社債権者に対して速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社または保証人に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

1 信用格付

(a) 信用格付業者による信用格付

本社債について、発行会社は、2025年1月15日付で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社格付投資情報センター（登録番

号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）からAA-の予備格付を取得しており、本社債の発行条件決定後、R&Iから本格付を取得できる予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(b) 無登録信用格付業者による信用格付

本社債について、発行会社は、格付の付与を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（信用格付業者として登録されていない。）に依頼しており、本社債の発行条件決定後、ムーディーズからAa2の格付を取得できる予定である。

(注) ムーディーズは、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズについては、そのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、ムーディーズは、上記信用格付業者の特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上のムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（<https://ratings.moody.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されている。

2 債務不履行事由

以下に掲げる一つまたは複数の事由の発生および継続は、債務不履行事由（以下、本社債についてそれぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 不払い：いずれかの本社債の利息がその支払期日に支払われず、かかる不払いが14日間継続している場合。
- (b) その他の義務違反：発行会社が社債の要項または財務代理契約に定める発行会社のその他の義務の履行、実行または遵守を怠り、かつ、かかる懈怠が治癒不能かまたはいずれかの本社債権者により財務代理人の本店において発行会社に対してかかる懈怠についての書面による最初の通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）がなされた後30日以内に治癒されない場合、あるいは、保証の要項に定めるその他の約束または合意事項の保証人による不履行または違反があり、その時点で未償還の本社債の元本総額の少なくとも10%を保有する本社債権者によりその旨の書面による通知が財務代理人の本店において保

証人に対して最初に行われた（かかる通知を行うにあたり、当該本社債権者は財務代理人の本店において保有証明書を提示するものとする。）後30日間にわたってかかる不履行または違反が継続している場合。

- (c) 保証：本保証が完全な効力を失った場合、本保証の有効性が保証人により争われている場合、保証人が保証の要項における保証人のいずれかの義務を否定する場合、保証の要項または財務代理契約におけるまたはそれらに関する保証人のいずれかの義務の履行または遵守が保証人にとって違法であるかまたは違法となる場合、あるいは、かかる義務が強制履行可能でないか、もしくは無効であるかまたは強制履行可能でなくなるか、もしくは無効となる場合。
- (d) 発行会社のクロス・デフォルト：(i)発行会社またはその主要子会社の元本総額30,000,000米ドル（またはその他の通貨によるその相当額）以上のその他のノート、ディベンチャー、社債、債券または借入金債務（以下「特定負債」と総称する。）が不履行により期限の利益を喪失した場合、(ii)これらの特定負債に係る担保権実行の措置がとられる場合、(iii)発行会社またはその主要子会社がかかる特定負債の返済をその支払期限（または支払猶予期間の適用がある場合はその満了時）において怠る場合、あるいは、(iv)発行会社またはその主要子会社により付与された他の者の特定負債に係る保証または補償が履行期に履行請求を受けた時に履行されない場合（ただし、いずれの場合においても、かかる支払いを行う義務が適切な手段により誠実に争われている場合はこの限りでなく、また、上記(i)の場合については、該当する特定負債に係る不履行が治癒または放棄された場合、これを理由とする本「摘要－2 債務不履行事由－(d)」における不履行についても治癒され放棄されたものとみなす。）。
- (e) 保証人のクロス・デフォルト：(i)保証人の元本総額10,000,000米ドル（もしくはその他の通貨によるその相当額）以上の対外負債（以下に定義する。）が、(x)保証人による不履行を理由としてその支払期日より前に期限の利益を喪失した場合、または(y)当該対外負債に適用ある支払猶予期間（もしあれば）によって延長された支払期限に返済されない場合、あるいは、(ii)保証人により付与された他の者の元本総額10,000,000米ドル（もしくはその他の通貨によるその相当額）以上の対外負債に係る保証が履行期に履行請求を受けた時に履行されない場合（ただし、いずれの場合においても、かかる対外負債または保証が適切な手続により誠実に争われている場合はこの限りでなく、また、上記(i)(x)の場合については、該当する対外負債に係る不履行が治癒または放棄された場合、これを理由とする「摘要－2 債務不履行事由－(e)」における不履行についても治癒され放棄されたものとみなす。）。
- (f) 執行手続：発行会社またはその主要子会社の財産、資産または収入の重要な部分の上にまたはこれらに対して強制執行の差押えまたはその他の法的手続が実施もしくは実行されまたはかかる処分の言渡しがなされる場合（ただし、かかる差押えまたは執行が誠実に争われているかまたはかかる実施、実行もしくは言渡しの後60日以内に停止される場合を除く。）。
- (g) 支払不能：発行会社またはその主要子会社が支払不能となりまたは弁済期の到来したその債務を支払うことができない場合、発行会社もしくはその主要子会社について、または発行会社もしくはその主要子会社の事業、財産、資産もしくは収入の全部もしくは一部について、管理人、清算人または管財人の選任を発行会社またはその主要子会社が申立て、同意または認容する場合、発行会社またはその主要子会社がその債務またはその一部の整理または繰延のための法律上の手続をとる場合、発行会社またはその主要子会社がその債権者との間でまたはかかる債権者のために一般譲渡、債務再編または和解を行うかまたは締結する場合、あるいは、発行会社またはその主要子会社がその事業の全部または相当部分を中止するかまたは継続しない虞がある場合。
- (h) 清算：発行会社またはその主要子会社の清算に係る命令がなされるか、または有効な決議が行われる場合。ただし、下記「摘要－9 合併制限等」を遵守する吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースを目的とする発行会社の清算、あるいは、主要子会社が発行会社もしくは発行会社の他の子会社に吸収合併されるか、または主要子会社の事業の全部もしくは実質的に全部が発行会社もしくは発行会社の他の子会社に譲渡されるかもしくはその他の方法で帰属する場合の主要子会社の清算を除く。

- (i) 類似の事由：管轄権を有する法律に基づき、上記(f)ないし(h)に掲げるいずれかの事由と類似の効果をもたらす事由が生じる場合。
- (j) モラトリアム：韓国が韓国の対外負債（保証に基づいて生じる債務を含む。）の支払いについてモラトリアムを宣言する場合、韓国が対外負債（保証に基づいて生じる債務を含む。）に基づく不履行またはこれに適用がある条項の違反の結果かかる対外負債（かかる保証に基づいて生じる債務を含む。）に係る金額を期限前に返済する義務を負うことになる場合、あるいは、韓国の国際通貨準備がいずれかの債権者または何らかの種類の債権者のためにリーエン、チャージ、抵当、負担もしくはその他の担保権または分離もしくはその他の優先的取決め（担保権を構成するかどうかを問わない。）の対象となる場合。
- (k) 第37条：韓国が保証人を直接的または間接的に支配しなくなる場合、あるいは、韓国が1969年韓国輸出入銀行法（その後の改正を含む。）第37条に本社債の発行日現在規定される保証人に対する金融支援を理由の如何を問わず提供しなくなる場合。本段落の目的において、「支配」とは、（直接的かまたは間接的かを問わず、また株式資本の所有か、議決権の保有か、契約またはその他により得たかを問わず）保証人の議決権付株式資本の過半数または保証人の理事会もしくはその他の統治機関の構成員の全員もしくは過半数を選任および/もしくは解任する権限の取得または支配を意味する。
- (l) 保証人の支払不能：保証人が破産または支払不能と宣告または判断された場合、保証人もしくはその資産の重要な部分に関する支払不能手続において、管理人、管財人もしくはその他類似の職責者を選任するための管轄裁判所もしくは行政機関の命令が発せられるかまたは保証人が当該選任を求める決議を採択した場合、保証人が清算または解散した場合、あるいは、保証人がその事業の全部または実質的に全部を停止する場合。

いずれの債務不履行事由の場合も、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して、当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより（かかる通知に際しては、当該通知を行う本社債権者の保有証明書を添えなければならない。）、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、財務代理人が発行会社のためにかかる通知を受領する前にすべての債務不履行事由が治癒された場合を除き、当該本社債は、更なる措置または手続を講ずることなく直ちに当該本社債の金額の100%でその日（その日を含む。）までの経過利息を付して支払われる。

(x) 上記(b)ないし(l)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(y)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生する事態が生じた場合、発行会社または場合により保証人は、直ちに（ただし、上記(y)の場合は発行会社または場合により保証人がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生したか、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合、発行会社または場合により保証人は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。

本「摘要－2 債務不履行事由」において、「対外負債」とは、韓国の通貨以外の通貨建の借入金の支払いまたは返済義務をいう。

本「摘要－2 債務不履行事由」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社または場合により保証人の負担とする。

3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社または場合により保証人から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社および保証人は、社債の要項または保証の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日（以下「東京営業日」という。）ではない場合、本社債権者は翌東京営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受ける権利を有さず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息またはその他の追加支払いを受ける権利を有しない。

- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対して当該受領がなされた旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社もしくは保証人によるまたは発行会社もしくは保証人のための本社債の元金および利息の一切の支払いは、韓国、その下部行政主体、それらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらの域内において、課され、賦課され、徴収され、源泉徴収されまたは査定されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課（以下「韓国租税」という。）を課されることなく、また源泉徴収または控除をもされることなく、行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要な場合、この限りでない。かかる場合、発行会社または場合により保証人は、かかる源泉徴収または控除が必要とされなかったならば本社債権者により受取られたであろう金額を本社債権者が受取る結果となるように追加額（以下「追加額」という。）を支払わなければならない。ただし、本社債に関して、当該本社債の単なる保有以外の韓国との関連を有するために当該本社債に関して韓国租税を課される保有者に対する支払いまたはかかる保有者を代理する第三者に対する支払いの場合、追加額は支払われない。
- (ロ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、元金または利息には、本「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社または場合により保証人の負担とする。

5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利払付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

6 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備え置く。

8 通貨の補償

本社債の元金、利息もしくは本社債に関して支払うべきその他の金額または被保証額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされるかまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社および保証人を免

責するものであり、発行会社および保証人は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社および保証人の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社および保証人に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

9 合併制限等

- (イ) 発行会社は、他の法人に吸収合併されず、他の法人と新設合併せず、また他の法人に発行会社の全部または実質的に全部の財産および資産の売却、譲渡、移転またはリースをしてはならない。ただし、以下のすべてを満たす場合、この限りでない。
- (a) 発行会社を吸収合併する法人、新設合併により設立される法人または発行会社の全部もしくは実質的に全部の財産および資産を売却、譲渡もしくは移転により取得するかもしくはかかる財産および資産をリースする法人（以下「承継法人」という。）が韓国の法律に基づき設立され存続する法人であり、かつ、承継法人が、法の作用による包括承継として自動的に、または場合により明示的に、発行会社、承継法人、保証人および財務代理人により締結される一つまたは複数の追補契約により、本社債すべてに関する元金および利息の適正かつ遅滞なき支払い、ならびに発行会社の本社債および財務代理契約上のすべての誓約および義務の適正かつ遅滞なき履行を引受け、かかる引受けられた一切の義務が保証の要項に従い保証人によって連帯して保証される場合。
 - (b) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生直後に、債務不履行事由および時の経過もしくは通知の付与またはその双方により債務不履行事由となる事由が発生および継続しない場合。
 - (c) 発行会社、承継法人および保証人が本「摘要－9 合併制限等」により企図された取引に必要な適用ある法律のすべての要件を遵守している場合。
 - (d) 発行会社が、財務代理人に対して、かかる取引が上記(a)、(b)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる発行会社の適式に授權された役員2名により署名された証明書、ならびにかかる取引が上記(a)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる韓国の独立の法律顧問の意見書を交付している場合。
- (ロ) 上記「摘要－9 合併制限等－(イ)」に従ったかかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースにより、かかる承継法人は、本社債権者の同意を得ることなく、また、本社債権者のためのいかなる手続も要することなく（ただし、疑義を避けるために付言すれば、上記「摘要－9 合併制限等－(イ)」および下記「摘要－9 合併制限等－(ハ)」に服するものとする。）、あたかも元来本社債の発行会社および財務代理契約に基づく発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社を代替し、発行会社の本社債および財務代理契約に基づくあらゆる権利および権能を行使することができ、かつ発行会社の本社債および財務代理契約に基づくすべての義務に服し、発行会社は、本社債および財務代理契約に基づく債務者としての義務から免責される。
- (ハ) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースが発行会社の株主に対してその決議または承認を得るために提案されるときより前に（ただし、実務上可能かつ適法である場合に限る。）、さらにかかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生後に、発行会社または場合により承継法人は、速やかに財務代理人に書面によりその旨通知し、かつ速やかに本社債に基づく発行会社のすべての義務の承継法人による承継または引受けを含む関連事項を本社債権者に対して公告する。本「摘要－9 合併制限等」の手続に必要な一切の費用は、発行会社または場合により承継法人が負担する。

上記「摘要－9 合併制限等－(イ)」の上記証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

10 韓国における課税

以下の概要は、本書の日付現在有効な韓国税法以外の法律について説明することを意図したものではない。以下の韓国の税務上の考慮事項の概要は、次のいずれにも該当しない場合における債券保有者に適用される。

- ・ 韓国の居住者
- ・ 韓国税法に基づく韓国の法人
- ・ 恒久的な施設または固定的な拠点（韓国法の定義による。以下「恒久的施設」という。）を通じて韓国国内における取引または事業に従事している者

韓国の居住者ではない個人または外国法人（以下「非居住者」という。）に対する課税は、当該非居住者が、韓国国内に恒久的施設を所有または取得しているか否かにより異なる。韓国国内に恒久的施設を所有または取得していない非居住者に対する課税については、以下に記載される。韓国国内に恒久的施設を有する非居住者に対する課税には、別の規則が適用される。

韓国の租税特例制限法（以下「租税特例制限法」という。）では、当社が韓国国外で発行し、非居住者が所有する外貨建債券に係る利息および一定の手数料に対する個人所得税および法人税は免除される。韓国税法のもとでは、債券の償還に係る割増金は、一定の状況下では利息収入とみなされるべきであるとの公式見解を韓国の税務当局は発表した。韓国の税務当局はまた、外貨建債券の「保証」に基づいた保証人による非居住者に対する利息の支払いが租税特例制限法上源泉徴収税を免除される旨の公式見解を発表した。2012年1月1日以降に発行された外貨建債券については、かかる債券が韓国国外で発行されている場合に限り利息は非課税である。

現行の韓国税法のもとでは、韓国国内に恒久的施設を有しない非居住者による別の非居住者に対する外貨建債券の譲渡（譲渡が非居住者の韓国国内の恒久的施設に対するものである場合を除く。）による所得は、韓国の課税対象とはならない。さらに、韓国国外で行われた債券の譲渡により非居住者が得た譲渡所得も、かかる債券の発行が租税特例制限法上の海外発行とみなされる場合には、租税特例制限法に基づき現在は課税対象とならない。

将来の法律の変更により、租税特例制限法に定める免税が廃止された場合は、上記の利息の支払いおよび譲渡所得には、韓国の源泉徴収税が課せられる可能性がある。韓国と日本の間の所得税の二重課税回避および脱税防止に関する条約（以下「日韓租税条約」という。）では、日本の居住者に対する当社（または場合により保証人）による利払いおよび前述の追加的な支払い（利息収入とみなされる場合）には、10%（地方所得税を含む。）を上限とする税率で源泉徴収税が課せられる。また、日韓租税条約によれば、債券の譲渡所得に係る租税は、譲渡人が居住する国においてのみ課せられる。有価証券の譲渡所得に関する免税条件が満たされなかった場合には、譲渡所得に係る租税を減免する適用条約がないため、韓国の個人所得税法または法人税法により、実現手取金総額の11%（地方所得税を含む。）または譲渡所得の22%（地方所得税を含む。）（取得費用および取引に係る一定の直接費用の満足のいく証拠の提出を要する。）のいずれか低い方に相当する金額に対して、所得税が課せられる。

非居住者である譲渡人は、譲渡所得等の一定の韓国源泉所得について租税条約に基づく免税を受けるために、譲渡代金の受領前に当該韓国源泉所得の実質所有者であることを示す文書（譲渡人の居住国の管轄税務当局により発行された居住に関する証明書を含む。）を添付した免税申請書を提出しなければならない。韓国源泉所得が海外投資ビークルを通じて非居住者である譲渡人に支払われる場合、韓国税法は海外投資ビークルに対して当該韓国源泉所得の実質所有者であることを示す文書（実質所有者の居住に関する証明書を含む。）を添付した免税申請書を実質所有者から受取り、実質所有者の明細書および実質所有者から受取った免税申請書を添付した海外投資ビークルの報告書を当該韓国源泉所得の支払者に送付することを義務づけている。海外投資ビークルとは、投資勧誘により集めた資金を投資対象の購入、処分またはその他投資により運用し、かかる運用益を投資家に分配する、韓国国外で組成された組織を意味する。かかる申請書は、譲渡代金の最初の支払日の翌月の9日までに管轄税務署に提出しなければならない。ただし、上記の租税特例制限法に基づく免除を含む韓国税法に基づく免除を受けるために、いかなる証明も要しない。

さらに、適用ある租税条約に基づき、非居住者が利子等の一定の韓国源泉所得に係る、条約上の減免の適用を受けるためには、韓国税法により、一定の例外が適用される場合を除き、かかる非居住者（またはその代理人）は、非居住者がかかる韓国源泉所得を受領する前に、かかる韓国源泉所得の支払者に対して、非居住者の居住国の管轄税務当局が発行した当該国の居住証明書を含む当該韓国源泉所得の実質所有者であるこ

とを示す文書を添付した減免資格申請書を提出しなければならない。韓国源泉所得が海外投資ビークルを通じて非居住者に支払われる場合、かかる投資ビークルは、かかる韓国源泉所得の実質所有者である各非居住者から税務上の居住証明書を含む当該韓国源泉所得の実質所有者であることを示す文書を添付した減免資格申請書を取得し、かかる韓国源泉所得の支払者に対して、実質所有者の明細書および実質所有者から受取った減免資格申請書を添えて、海外投資ビークル報告書を提出しなければならない。減免資格申請書提出要件は、2012年7月1日以降に源泉徴収される韓国源泉所得に対して適用されている。

非居住者が提出する免税申請書および/または減免資格申請書は提出後3年間有効であり、申請書に記載された情報について何らかの重要な変更が発生した場合には、かかる変更を反映した申請書を新たに提出しなければならない。

加えて、2020年1月1日から、かかる海外投資ビークルが実質所有者とみなされる場合、当該ビークルは、適用ある租税条約に従って条約上の軽減税率または免税の適用を受けるためには、かかる韓国源泉所得の支払者に対して、上記の申請書（すなわち軽減税率または免税資格申請書）および税務上の居住証明書を添えて、各国の投資家の明細を含む海外投資ビークル報告書を提出することを義務づけられる。2022年1月1日以降、海外投資ビークルは、(i)適用ある租税条約の下で海外投資ビークルがその設立国において納税義務を負うか、または海外投資ビークルが韓国源泉所得の実質所有者とみなされる場合で、かつ(ii)韓国源泉所得が租税条約の下で条約上の優遇措置を得られる場合に、韓国源泉所得の実質所有者とみなされる。

相続税は、相続の発生時に被相続人が韓国国内に居住しているか、または韓国国内に相続財産を有している場合に課せられる。贈与税は、一般的に贈与時に受贈者が韓国国内に居住している場合、または贈与により韓国国内に所在する財産を取得する場合に課せられる。相続税および贈与税は、相続財産または贈与財産の価値が一定の上限を超えている場合に課せられ、その税率は、関連する財産の価額および当事者の身分に応じて10%から50%となる。現在、韓国は相続税または贈与税について租税条約を締結していない。

韓国の相続税および贈与税を決定する際に、韓国において設立された株式会社が発行した債券は、その実際の所在地または所有者にかかわらず、韓国国内に所在する財産とみなされる。

債券の所持人は、韓国で作成された一定の文書に係る印紙税の名目税額を除き、債券の発行に関連していかなる印紙税、発行税または登録税も韓国において支払うことはない。債券の譲渡に有価証券取引税は課せられない。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

11 日本国における課税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)	(未定)	(未定)

(2)【手取金の使途】

本社債の発行による手取金純額は、2025年度中に、一般事業目的に使用される。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

1. 発行会社および保証人の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称が本社債の募集に関する発行登録目論見書の表紙に記載される。

2. 下記の文言が本社債の募集に関する発行登録目論見書の表紙裏に記載される。

「本社債については、社債の管理会社は設置されておられません。このため、発行会社または保証人である韓国輸出入銀行が本社債に基づく義務を履行しないなど一定の場合には、本社債の元利金の支払いを受取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要に応じて、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社または保証人である韓国輸出入銀行の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しません。」

「本社債および本保証（本書「第一部 証券情報＜韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第4回円貨社債（2025）に関する情報＞第1 募集要項－1 社債（短期社債を除く。）の募集－保証」に定義されます。）は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定也没有ありません。本社債および本保証は、証券法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国においてまたは米国人に対してもしくは米国人の計算においてもしくは米国人の利益を目的として、募集または売付けされてはなりません。本項において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有します。」

「適用ある韓国の法令により許容される場合を除き、本社債は、韓国内においてまたは韓国の居住者（韓国の外国為替取引法、同施行令および関連規則に定義されます。）に対して、その計算でもしくはその利益のために、直接または間接に、募集、売付けまたは交付されておらず、今後もされません。さらに、本社債の発行日後1年間、適用ある韓国の法令により許容される場合を除き、本社債の保有者は、韓国内においてまたは韓国の居住者に対して、直接または間接に、本社債を募集し、交付しまたは売付けてはなりません。」

<上記の社債以外の社債に関する情報>

第二部【参照情報】

（発行登録書の「第二部 参照情報」の記載を以下のとおり訂正する。）

第1【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（中略）

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2024年12月24日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2024年12月24日に提出

（中略）

7 訂正報告書

該当事項なし

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（中略）

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年1月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2024年12月24日に提出

（中略）

7 訂正報告書

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年1月15日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2025年1月15日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

<訂正前>

該当事項なし

<訂正後>

参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）の提出日以後、本訂正発行登録書の提出日（2025年1月15日）までの間において、下線を付した箇所を除き、当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）に記載された「事業等のリスク」について重要な変更またはその他の事由は生じていない。以下の内容は、当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）の「事業等のリスク」を一括して記載している。

また、本訂正発行登録書の提出日（2025年1月15日）現在、参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）に記載された将来に関する事項についての発行会社の判断に変更はなく、当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）に新たに記載される将来に関する事項もない。

事業等のリスク

以下に掲げるリスクならびに当社が現時点で了知していない、または現時点において重大ではないと考えているその他のリスクは、当社の財務書類、経営成績または事業の見通しに重大な影響を及ぼす可能性がある。以下の記載には、多くの将来予測に関する記述が含まれている。かかる将来予測に関する記述は本書の提出日現在における当社の判断に基づくものである。

航空産業に関するリスク

航空産業における競争の激化および他の輸送・通信形態との競争は当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

国際的なフルサービス・キャリアとして、当社は他の主だったフルサービスの航空会社と旅客獲得をめぐって競い合っている。かかる他の主だったフルサービスの航空会社と当社との競争は、運賃設定、顧客サービス、安全記録および評判、定刻運航、就航路線、フライト・スケジュール、航空機の機種、共同運航関係、機内エンターテインメント・システム、マイレージ・プログラム、マーケティング効果、販促活動および消費者の好みを特定し満足させる能力に基づいており、したがって当社およびその競争相手によってこうした要因に変化が生じると、当社の事業、財政状態、経営成績および評判にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

また、国際線では、国際的なマーケティングおよび国内外の航空会社が形成した共同運航の提携の下での競争が激化している。こうした提携によって、国際的な航空会社は韓国と諸外国の間の国際輸送の販売能力を高めることが可能になっている。当社が顧客を集め、確保する能力は、とりわけ、顧客が望む市場に対する利便性の高いアクセスを提供する能力にかかっている。当社は、2023年12月31日現在、スカイチーム・アライアンスおよびスカイチーム・カーゴのメンバーであった。

当社が、希望する市場において他の航空会社との間で提携およびマーケティング関係を維持または取得できない場合には、当社の事業は悪影響を受けることがある。また、スカイチーム・アライアンスと競合する国際的なアライアンスが、スカイチーム・アライアンスがそのメンバー航空会社に提供することができないような競争上の利点をそのメンバーである航空会社に提供できる場合には、当社の事業に損失となることがある。また、韓国仁川にある当社のハブ空港である仁川空港は地域間の交通を結ぶ地理的な利点を享受している。しかし、アジア太平洋および/または中東における他の発展・成長途上のハブ空港が仁川空

港の回避や迂回を可能にすることがあるため、そのことが当社にとって交通量の減少をもたらす可能性がある。

近年、LCCの台頭によって航空産業における競争が激しさを増している。LCCが提供する低運賃の結果、空の旅への総需要が高まったと考えられているが、LCCとの競争は国内外の路線の双方において韓国の航空旅行サービス市場に大きな影響を及ぼした。MOLITが公表した統計によると、2023年に、韓国においてはフルサービス航空会社2社が国際線搭乗客数の33.7%を占めたが、LCCは35.4%であった。同期間中、国内線搭乗客数の34.8%はフルサービス航空会社2社を利用したが、65.2%は韓国のLCCを利用した。

当社はまた、国内旅行をより速く効率的にした韓国における高速鉄道網であるKTX（コリア・トレイン・エクスプレス）およびSRT（スーパー・ラピッド・トレイン）といった代替的な陸上および海上輸送との競争にも直面している。テレビ会議およびその他の電子的通信手段ならびにそれらの改善も、ある程度航空旅行に代わる低コストの手段を提供しているため、業界に新たな競争の側面を加えている。当社は、その競争力を維持するために、引続きサービスの差別化、生産性の向上およびコスト管理対策に力を入れていく予定であるが、こうした対策によってLCCならびに代替的な輸送手段および改善された通信手段との激化する競争の影響が軽減されると保証することはできず、そのことが当社の事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

航空産業は、全般的な景気の停滞時に財務実績が悪化する傾向にある。

レジャー旅行への支出は裁量的な性質があり、またさほどではないもののビジネス旅行も裁量的であるため、航空産業の売上は全般的な景気停滞の影響を大きく受ける。景気低迷は、航空貨物需要に、ひいては航空運送業にも悪影響を及ぼす。航空輸送サービスに対する需要は、失業水準、消費者マインドの水準ならびに消費者および事業信用の獲得をはじめとする世界および国内の経済情勢に大きく依存している。COVID-19のパンデミックによるものを含む近年の景気低迷は、航空旅行に対する旅客需要の低下および航空運賃の値下げならびに貨物輸送に対する需要の低下を招いており、今後もそうなる可能性がある。世界の経済情勢の停滞もしくは衰退または世界の金融および信用市場におけるボラティリティは、当社の売上高、経営成績および流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、こうした経済情勢が将来において資本市場を混乱させた場合、当社はその資本支出コミットメントを果たすために、受入れ可能な条件で資金調達をすることができないか、あるいは全く資金調達ができない可能性があり、そのことが当社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

航空産業は、自然災害、伝染病、テロリストによる攻撃、地域の不安および極端な気象条件といったその制御できないリスクや事象の影響を受ける。これらのいずれもが当社の事業および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

航空産業は、全世界において発生する様々なリスクおよび事象に晒されており、これらは旅客輸送および売上の大幅な減少ならびにコストの大幅な増加につながる可能性がある。過去20年間に、航空産業は、重大な混乱を引き起こした多くの事象に苦しんだが、それには以下が含まれる。

- ・2001年9月11日のテロ攻撃およびその後のテロ攻撃。
- ・2003年後半以降の高病原性のH5N1型鳥インフルエンザ、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）、「豚インフルエンザ」として知られる2009年のH1N1型新型インフルエンザ、2015年の中東呼吸器症候群（MERS）および2020年のCOVID-19といった伝染病の発生。
- ・猛烈な津波を引き起こし、福島原子力発電所に深刻な被害をもたらした2011年3月の東日本大震災。

とりわけ航空産業は、2020年2月からのCOVID-19の発生の影響を受けており、韓国に旅行する国際線の乗客が減少した。旅行制限の緩和やCOVID-19からの活動再開により、2022年から韓国を往来する搭乗客数は劇的な回復を示している。韓国観光公社の統計によると、韓国に旅行する外国人乗客は、2024年第3四半期現在（累積）、前年同期の7.6百万人と比較して12.1百万人に増加した。また、韓国人の海外旅行者は、2024年第3四半期現在（累積）、前年同期の16.2百万人と比較して21.1百万人に増加した。

こうした事象により航空産業が蒙った悪影響には、保安および保険のコストの上昇、事象再発への懸念の高まり、セキュリティ違反による空港閉鎖、欠航および遅延、および安全上の脅威の発覚ならびに特にその直後における世界的な航空旅行に対する需要の大幅な減少による旅客輸送および利益の激減などがある。現在または将来におけるこうした事象の発生は、航空産業に持続的な混乱期間が生じる可能性があり、そのことが当社の事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、航空燃料のコストおよび入手のしやすさによって重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社の経営成績は、航空燃料の入手のしやすさおよびその価格の変動の影響を大きく受ける。歴史的にみて、燃料コストおよびその入手のしやすさは、価格のボラティリティおよび需給の変動に左右されてきた。燃料コストおよびその入手のしやすさは、世界的な原油価格の変動、航空燃料の需給バランス、在庫水準、経済成長の指標、燃料税政策、戦争およびその他の地政学的な事象といった全世界で発生する数多くの経済的・政治的な要因および事象の影響を受けることがある。例えば、航空燃料価格について広く用いられる指標であるウェスト・テキサス・インターミディエイト（WTI）の石油価格の終値の平均は、最大の原油輸入国である中国の景気減速や、米国におけるシェールオイルの増産により、2022年の1バレル当たり94米ドルから2023年には1バレル当たり77米ドルに低下した。当社は、現在航空燃料の十分な供給を受けることができるが、今後の航空燃料の入手のしやすさ、価格のボラティリティまたはコストについて予測することはできない。燃料の十分な供給が得られなくなり、または燃料コストが上昇した場合には、当社の売上、収益力および財政的な見通しに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

燃料は、当社の営業費用合計の最大部分の一角を占めており、2022年および2023年12月31日に終了した年度に、当社単体でそれぞれ営業費用合計の38%および34%を占めた。よって、燃料価格の比較的小幅な変動でさえ当社の経営成績および流動性に重大な影響を及ぼす可能性がある。燃料価格の値上がりの影響を軽減するため、当社は燃料の市場価格に応じた燃油サーチャージを旅客に請求している。しかし、非常に競争的な航空産業の性質上、当社は、燃料価格の値上がりの影響を完全に相殺するために運賃またはサーチャージを十分に引上げることができないことがある。

当社はまた、燃料価格値上がりのリスクを管理するため様々な燃料管理戦略を実施しているが、これには燃料価格値上がりの可能性に対するエクスポージャーをヘッジするためのデリバティブ契約の締結によるものも含まれる。また、すべての燃料コストは米ドル建てであり、よって為替相場の変動の影響を受けるため、当社は、為替リスクをヘッジするためのデリバティブ契約を締結している。「—為替相場の変動は当社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照されたい。ただし、当社の燃料ヘッジ・プログラムが価格圧力または燃料不足から当社を完全に保護すると保証することはできない。当社が、新たな燃料デリバティブ契約の確保を含む燃料管理戦略を継続して行うことが、商業的に合理的な基準でできると保証することはできず、あるいは全くできない可能性もある。

反競争規制が当社に悪影響を及ぼすことがある。

当社は、旅客輸送および貨物輸送サービス業務について国内最大のシェアをもつ、韓国最大手の航空サービス・プロバイダーであるため、その事業の一定部分において反トラスト規制の対象となりうる。韓国公正取引委員会（以下「KFTC」という。）は、反競争的または独占的とみなされる一定の実務を監視し、禁止している。KFTCは、市場の構造的な特徴、市場内の競合他社の行動および主導的地位の濫用と認識される活動に重点を置き、また不公正取引または価格共謀についての定期的な調査も実施している。随時、当社は反トラスト法違反または独占的慣行に関して韓国内外で対象となってきており、最近では2012年に調査を受けた。

当社は、あらゆる適用法令の遵守を優先しているが、当社が当社の事業、財政状態または経営成績に悪影響を及ぼす可能性のある追加的な調査、措置または手続きの対象とならないことを保証することはできない。

国際的な、国または地方の法令の改正によって当社の営業コストが大幅に膨らみ、結果として当社の事業に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の事業は、交通権、運賃設定、運航基準、空港利用権および発着枠確保の可能性を含む運航の大部分の側面を対象とした国際的な、国または地方の多くの法令に従っている。こうした様々な法令を遵守するには膨大な支出が必要とされ、当社は引続きこうした費用を負担することが予想される。現行の法令および条約が当社に悪影響を及ぼす方法で改正されることはないとは保証することはできない。例えば、新規のまたは改正された規則またはガイドラインは、新しい路線を運航しまたは新規投資を行う当社の能力を制限する可能性がある。追加的な規則またはその他の形態による規制監督は、それぞれコストを押し上げ、航空会社の運営をいっそう複雑にさせ、場合によっては航空旅行への需要が低下することがある。新規規則、予想される規則またはその他の形態による規制監督を当社が遵守することが当社に重大な悪影響を及ぼすことはないとは保証することはできない。

また、航空産業は環境法令にも従っており、今後いっそう厳しい環境法令の対象となりうる。これらの環境法令は、とりわけ、航空機の騒音、有害物質の使用および取扱い、大気への排出ならびに環境汚染物質の浄化に関連している。これらの法令を遵守することは、当社の費用を押し上げ、または当社の事業の一部を継続または拡張する能力を制限する可能性がある。

二国間航空協定および国際線のキャパシティの変更が当社の事業の収益性に悪影響を及ぼすことがある。

国際航空産業は、飛行路線、提供されるサービスの数および運航基準など、航空会社の運営の大部分（そのうち最も重要なものは安全、保安および航空機騒音に関わるものである。）を対象とする様々な度合いの政府規制に従っている。航空会社の運営の国際規制の基準は、ほぼすべての諸国が当事者となっている1944年シカゴ条約（国際民間航空条約、以下「シカゴ条約」という。）である。シカゴ条約は、各国が自国の領空に対して完全に排他的な主権を有することを定めている。世界の航空会社による外国への商業上のアクセスを規制する多国間協定がない場合、主として定期便サービスにかかるアクセスは一般に契約当事者間で交渉された二国間航空協定の条項の下で認められる。2023年12月31日現在、韓国は93カ国（EUを除く。）との間で航空協定を締結していた。「オープンスカイ」協定により、各国の航空会社は、他国のすべての国際空港を利用し、戦略的な提携を結び、航空機または乗務員をリースし、他の航空会社と国際路線を共有することができる。

MOLITは、諸外国と二国間の航空協定および取決めを交渉し、締結し、実施している。政府は、韓国内の指定航空会社への交通権の割当てを審査する権限を有する。当社が（特にキャパシティが十分でないか、または限られたキャパシティについて主張が対立する場合に）その路線を十分に活用していない場合、当社は、運航停止、排除およびこれらの権利を以後競合する韓国の別の適格航空会社に割当てられるといったリスクを負う。

国際路線への当社のアクセスは、二国間の航空取決めの変更および政府決定に左右される。キャパシティの水準および構成の変更または追加的キャパシティの利用不可は、旅客イールド（旅客キロ当たり旅客収入）および旅客の増加を最大化する当社の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当社の事業に関するリスク

当社の負債は多額であり、当社の事業および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の事業は極めて資本集約的であり、航空機の取得ならびに情報技術およびその他の分野への投資に多額の設備投資を要する。当社は、従来から航空機取得のために負債による資金調達およびリースを必要としており、2024年9月30日現在、長期借入金、社債およびリース債務の非流動部分からなる当社の長期負債合計は、連結ベースで6,442十億ウォンに上った。2024年9月30日現在、連結ベースで、当社の流動資産は8,965十億ウォンであったのに対し、流動負債は10,455十億ウォンであった。当社はまた、航空券の販売による売掛金などの将来の収入を裏付資産として利用することによりその資金調達ニーズを賄うため、資

産担保証券（ABS）の発行に依存している。2024年9月30日現在、当社の資産流動化借入金の残高（発行差金調整前）は連結ベースで195十億ウォンであった。

当社の多額の負債は重要な結果をもたらすことがある。例えば、

- ・多額の負債によって、運転資本、設備投資、買収および一般事業目的のための追加的な資金調達をする能力が制約を受けることがあり、かかる資金調達を得られる条件に悪影響が及ぶ。
- ・多額の負債によって、当社は営業活動によるキャッシュ・フローの相当部分を負債およびその他の義務にかかる支払に充たせざるを得なくなり、よってその他の目的のために利用できる資金が減少する。
- ・多額の負債には、追加的な負債を負担する能力を制限し、営業活動を制限し、結果としてその負債に基づく債務不履行事由を招くこととなりうる制限条項が盛り込まれている。

また、当社は、当社の負債の大部分を占める変動利付社債について関連する利率を決定するための参照レートとしてロンドン銀行間オファード・レート（以下「LIBOR」という。）を利用しているものがある。2017年7月、LIBORの規制当局である英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）は、2021年末以降、引続きLIBORを決定するための金利提示をパネル行に奨励したり、パネル行にそれを強制する力を行使する意向はないことを発表した。2020年3月、FCAは、ユーロ/日本円のLIBORを2021年12月31日までに、また米ドルLIBORを2023年6月30日までに終了することを発表した。代替の参照レートの性質およびLIBORの潜在的な変更またはその他の改革に関する不確実性は、現在残存している当社の変動利付社債ならびに当社の将来の借入の利用可能性およびコストに悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が追加的な資金調達を得られない場合、その事業を成長させる能力および将来の収益力に悪影響が及ぶことがある。

当社は、航空機の追加取得、事業、その他予想される設備投資および所要運転資本の資金を賄うために、将来多額の債務を負担すると予想している。航空機材をさらに近代化させるため、ボーイング社およびエアバス社などの航空機メーカーとの間の航空機購入にかかる当社の契約総額は、2024年9月30日現在14,948百万米ドルである。当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）の「第2－3 事業の内容－サービス－航空運送－航空機材」を参照されたい。よって、当社は、多額の資金調達またはその他の資金源を必要とすることになる。また、本書の日付現在、当社は、発注済みの航空機の一部について融資のコミットメントを確保していないものがあり、またかかる融資が得られるかどうか、あるいはそのコストについて保証することはできない。当社がかかる航空機について受入れ可能な条件での資金調達の取決めができない場合、当社は当該航空機購入のために営業活動によるキャッシュもしくは手元現金を充当するか、または納期を遅らせることにつき航空機メーカーと交渉をする必要が生じることがある。

国内外の経済情勢、当社の見通しおよび航空産業全般に関する資本市場および信用市場の見解、ならびに当社が資本を求めた時点における債務およびエクイティ資本の一般的な利用可能性など、その多くが当社の支配が及ばない数多くの要因によって、当社が必要とする融資その他の資金源が当社にとって受入れ可能な条件で利用できないか、または全く利用できない可能性がある。当社が、事業に成功するために、資金調達またはその他の必要資金源の獲得に成功すると保証することはできない。受入れ可能な条件で必要な資金を得られない場合、当社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社への資金の貸手は、ファイナンス・リースおよびその他の担保付ローンにより購入された航空機に対する担保権を有しており、当社が関連するファイナンス・リースまたは融資文書の条件に基づく特定の要件を遵守しなかった場合に、当該航空機を占有することがある。

2023年12月31日現在、当社は、159機の航空機を運航しており、そのうち66機および13機はそれぞれファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースに基づいて取得されたものであった。関連する資金調達およびリース契約に基づき、当社への資金の貸手はかかる航空機に対する担保権を有している。当社がファイナンス・リースまたは関連する融資文書のいずれかの下で不履行に陥った場合、当社への資金の貸手は、航空機を占有することが可能となる権利を有することになり、これが行使された場合には、当社の

事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、各ファイナンス・リースには、クロス・デフォルト規定が盛り込まれている。ファイナンス・リースのいずれかの規定違反があった場合、当社の別のファイナンス・リースの下でクロス・デフォルトとなり、その結果当社への資金の貸手は当社の実質的にすべての航空機を占有することが可能になりうる。このことは、当社をその事業運営ができない状態に陥らせる可能性があり、それは当社の事業および収益力に重大な悪影響を及ぼすことになる。さらに、米国輸出入銀行（以下「米国輸銀」という。）および一部の輸出信用機関（以下「ECA」という。）は、航空機のファイナンス・リースに基づく当社の債務について保証を提供している。米国輸銀もしくはこれらのECAによるこれら契約に基づくかかる保証またはその他の義務の違反もしくは拒否は、当社の支配の及ばないものであり、関連する契約上の不履行となり、航空機の喪失につながる可能性がある。米国輸銀またはECAのいずれかが当社の資金調達について支援をするであろうという保証はなく、そのことはひいては今後のファイナンス・リースおよび関連する資金調達の利用可能性およびコストに悪影響を及ぼすことがある。

為替相場の変動は当社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、財務書類をウォン建てで作成しているが、当社の事業の性質が国際的であることから、多額の外貨建収益および費用を計上しているため、為替相場の変動の影響に晒されている。特に、燃料費および航空機リースに基づく支払を含む当社の支払義務の大部分は米ドル建てとなっている。そのため、ウォンに対して米ドル高になると、費用が収益を上回る速度で上昇するため、当社の収益性に悪影響を与える可能性がある。

当社は、可能な限り受取と支払の各通貨をマッチさせる方針によって為替エクスポージャーを管理している。さらに、当社は、円安などの為替リスクをヘッジするため、通貨オプションおよび通貨スワップ契約などのデリバティブ商品を利用している。しかし、これらのヘッジ戦略では当社の為替リスクのすべてをカバーできずに、必ずしも効果的ではないことがある。したがって、ウォンに対する大幅な米ドル高またはその他の為替レートの変動は、当社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

金利の大幅な上昇は、当社の流動性、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

2023年12月31日現在、当社はファイナンス・リースの下で66機の航空機を保有しており、このうち14機は固定金利によるものであった。またオペレーティング・リースの下で航空機13機を保有しており、そのすべてが固定金利によるものであった。しかし、当社の債務の相当部分には主としてSOFR（担保付翌日物調達金利）に基づく変動金利による利息が付されている。したがって、特定の期間にかかる当社の支払利息は変動金利に基づいて変動する。これらの金利が上昇する限り、当社の支払利息は増加し、利息の支払およびその他の固定費の資金調達が困難になる可能性があり、一般事業目的に利用できるキャッシュ・フローが悪影響を受けることがある。こうした金利リスクを管理するため、当社は金利スワップ契約を締結し、固定利付債務と変動利付債務のバランスを維持しようとしているが、金利上昇から当社を保護するために、当社のヘッジ・プログラムが功を奏すると保証することはできない。

当社は、その成長戦略をうまく実施できないことがある。

当社の成長戦略は、現在就航している市場への便数の増加ならびに当社の旅客サービス事業および貨物サービス事業の双方を提供する市場数の拡大に関わるものである。当社は、将来の成長を見越した航空機材の近代化を継続する計画である。当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）の「第2－3 事業の内容－サービス－航空運送－航空機材」を参照されたい。当社は、こうした目標を達成することにより、規模の経済からもたらされる費用効率の恩恵に与り、当社の営業収益および収益性が増すものと考えている。便数および就航先市場の数を増加させ、適切なターゲット市場を特定するための当社の取組みによって、当社は適切な空港利用権および当該市場への着陸権を獲得することが可能になる。こうした交通権が当社に付与されること、または当社が新たに参入する市場が当該新市場における当社の事業が利益を

上げるのに十分な旅客交通を提供するかどうかについて、保証することはできない。当社が事業成長を見越して航空機材を拡張し、かかる事業成長が期待した水準に満たない場合、そのことは当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当社の成長戦略の実施に悪影響を及ぼしうるその他の要因には、以下のものが含まれる。

- ・ 石油価格、為替レートおよび金利の変動
- ・ 韓国その他における国内および国際航空輸送需要
- ・ 韓国、アジアおよび世界の全般的な経済情勢
- ・ 中国および日本を発着する旅行など、韓国を経由地とする消費者の航空輸送需要
- ・ 航空機向けの十分な数のパイロット、乗務員およびエンジニアを雇用し、訓練し、確保する当社の能力
- ・ 有利なリースまたは購入の条件で適時に十分な数の適切な航空機を確保する当社の能力
- ・ コスト効率の良い利率で事業拡張に必要な資金を獲得する当社の能力

これらの要因の多くは当社の支配の及ばないものである。当社が既存の市場における事業拡張に成功または新たな市場を確立することにつき保証することはできず、これに失敗すると当社の事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、単価を引下げ、信頼のおけるサービスを提供するため、日々の高い航空機稼働率と運航効率に依存しているため、特に空港および航空管制のインフラ上の制約に対して脆弱になっている。

当社の事業戦略の重要な要素のひとつは、日々の高い航空機稼働率を維持し、効率よく運航することである。日々の高い航空機稼働率によって、当社は航空機から高い収益を生み出すことができ、これは空港での折返し準備時間を短縮することなどにより実現される。運航効率によって、当社は単価および運航の混乱を減らし、信頼のおけるサービスを提供することができる。いくつかの要因が、航空機を運航し、フライト・スケジュールを維持する当社の方法に影響を及ぼし、当社の事業および見通しに重大な悪影響を及ぼしうる。

当社の事業を拡大し、新たな目的地を加え、現在の路線に便数を増やすことは、定期便の遅延リスクを増すことになりうる。運航遅延により運航効率が低下し、よって収益性に悪影響が及び、当社の評判が損なわれる可能性がある。頻度の高い航空機利用によって、日中に遅延が生じた場合その日の残りの時間に遅延が続くリスクが高まり、そのことがひいては定時運航に混乱を来し、旅客の不満につながりうる。当社は、別の路線での遅延を回避できるよう、大型機1機（ボーイング747）、中型機1機（エアバス330）および小型機1機（ボーイング737）を待機させている。しかし、当社は一度に利用可能な各サイズの航空機を1機しか有していないため、予定外の保守もしくは修理またはその他の理由により複数の航空機が利用できなくなった場合、または代替機もしくは当社が限られたサプライしか保管していないエンジンなどのスペア部品がないためにフライトが遅延もしくは欠航となった場合には、当社の財務および評判に傷がつくことがある。

また、他の航空会社と同様、当社では、天候、空港における混雑、航空管制上の諸問題および保安措置の増加など、その支配の及ばない要因による遅延が発生することがある。

さらに、台風の季節またはその他の悪天候の時期には、欠航または大幅な遅延が生じることがある。こうした理由のいずれかにより当社で遅延または欠航が生じた場合には、航空機稼働率および運航効率に悪影響があり、ひいては当社の売上および利益が減少することとなる。こうした事象は当社の支配の及ばないものであるものの、旅客がこうした遅延および欠航を当社の責任にすることもあり、当社はその評判に傷をつけられたために将来の顧客を失うことがある。

当社は、空港施設を含む、その事業に不可欠な施設およびサービスの提供を第三者に依存している。当社が、その事業を支えるために空港施設を合理的な条件でリース、取得もしくは利用できない場合、当社の事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶことがある。

ターミナル・スペース、離発着枠および駐機場などの空港施設の利用可能性および費用は当社の事業にとって極めて重要である。当社の拡大計画に沿って追加の航空機を運航するためには、ゲートおよび格納庫を含む地上施設および保守施設ならびにサポート設備が必要となる。これらおよびその他の必要な施設および設備が適時にまたは経済的な方法で利用できないことがある。当社の事業はまた、保守サービス・プロバイダー、保安員、航空機燃料取扱者および手荷物係といった第三者のサービスにも依存している。当社に代わって基本的なサービスの提供を第三者に依存することで、これらのサービスの効率性、適時性および質についての当社の管理が弱くなる。当該第三者との契約の喪失もしくは失効またはかかる契約の更新もしくは他のプロバイダーとの間で匹敵する条件で新しい契約の交渉ができない場合には、当社の事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、その事業を遂行するために、その就航する空港の利用可能性に依存している。しかし、当社の支配の及ばない理由から、当社は、当該空港が閉鎖されない、またはそのサービスが停止されないと保証することはできない。航空管制の遅れ、天候状態、自然災害、成長の制約、第三者サービス・プロバイダーとの関係、コンピュータ・システムの不具合、施設の混乱、労使関係、電力供給、燃料供給、テロ行為その他を原因とする当該空港におけるサービスの重大な混乱は、当社のフライトの相当部分の欠航または遅延につながることもあり、その結果当社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

航空機に関わる事故、テロ攻撃または設備の不具合があった場合、当社は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社は、その航空機のいずれかを喪失または事故、テロ攻撃、設備不良もしくはその他の災害の対象となった場合に多大な損失を被る可能性がある。また、当該事象のいずれも、旅客からの請求、損傷した航空機の修理もしくは代替およびサービスの一時的または恒久的な喪失に関連して多額の費用を生じさせることがある。当社は、現在業界慣行におおむね沿った金額および種類の損害保険を維持していると考えているが、当該状況が発生した場合には、その付保範囲は十分ではないことがあり、当該事象は保険料の大幅な増加の原因となりうる。「-当社は、付保対象ではない特定のリスクに晒されており、商業的に受入れ可能な条件で保険を獲得することが困難になるか、全く獲得できないことがある。」を参照されたい。さらに、航空機事故、テロ攻撃または設備不良は、たとえ完全に付保されていたとしても、安全性および信頼性にかかる当社の評判を変えることがあり、そのことが当社の旅客数を大幅に減らし、当社の事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、その事業運営において自動システムおよびインターネットに依存しており、これらのシステムの不具合は当社に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、その事業運営において、そのウェブサイトならびに予約および離陸管制システムを含む自動システムおよび技術ならびに電気通信サービス・プロバイダーに依存している。当社のウェブサイトおよび予約システムは、膨大な情報量を処理し、安全な情報を確保し、重要なフライトおよびスケジュールの情報を提供するほか、重要な金融取引を処理できなければならない。これらのシステムは、様々な事象によって重大なまたは再三の混乱に陥る可能性があり、かかる事象の中には自然災害、停電、コンピュータ・ウィルスまたはサイバー攻撃など当社の支配の及ばないものがある。システムの不具合および電気通信サービスの混乱が将来発生しないと保証することはできない。当社のウェブサイトまたはオンライン予約および電気通信サービスに混乱があれば、当社の事業、財政状態、経営成績および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、その執行役員およびその他の主要経営幹部の取組みに依存している。

当社の成功は、その執行役員およびその他の主要経営幹部の継続的な役務提供に相当程度依存している。当社のいずれかの執行役員およびその他の主要経営幹部のいずれかが離職し、またはその役務提供が失われた場合、当社の事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

資格のある人材を合理的な費用で引き付けて定着させるにあたって当社が困難を経験すること、または企業風土を維持できないことがある場合、当社に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社のビジネス・モデルは、適用ある規則または当社自体の社内方針に従って特殊な訓練、技能および資格を必要とする、高度に熟練した献身的かつ優秀なパイロット、エンジニアおよびその他の人材を確保することを当社に求めている。航空産業は、随時熟練した人材、とりわけパイロットおよびエンジニアの不足を経験してきた。当社は、競合他社が提供するものに匹敵する賃金および給付パッケージを提供していると考えている。当社が資格のある人材を合理的な費用で雇用し、訓練し、保持することができない場合、その成長戦略を実行できないことがあり、そのことが当社の事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、人材の交代または追加の雇用によって、企業風土の維持がますます困難になることがある。当社は、当社の生産性を高め、コストを抑えることに努める、フレンドリーで、有益な、チーム指向かつ顧客中心の従業員を強調した、サービス指向の企業風土が当社の強みのひとつであると考えている。ただし、当社が商業的に受入れ可能な条件でこの基準を満たした従業員を特定し、雇用または保持することができると保証することはできず、あるいはこれをできない可能性がある。

当社は、付保対象ではない特定のリスクに晒されており、商業的に受入れ可能な条件で保険を獲得することが困難になるか、全く獲得できないことがある。

保険は、航空会社の運営上基本的なものである。当社は、保険の範囲が実際に負担する損失を完全にカバーすると保証することはできない。当社が商業的に受入れ可能な条件でもしくは全く保険を得られない場合、または当社が負担した実際の損失が付保額を上回る限りにおいて、当社は、多額の損失を負担せざるを得なくなることがあり、そのことが当社の事業、見通し、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすことがある。さらに、業界慣行に従って、当社は一定の金額および種類の事業リスク（事業の中断、利益または収益の喪失および一定種類の機械の故障を含む。）には保険を付していない。保険対象外のリスクが実現する範囲で、当社の事業、見通し、財政状態および経営成績は重大な悪影響を受ける可能性がある。当社の保険範囲にかかる情報については、当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）の「第3－1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等－保険」を参照されたい。

当社が将来において必要な規制上の承認を得られない場合、当社は特定の市場もしくは地域において事業を運営または実施することができない可能性がある。

当社は、事業を運営するために一定の法定および規制上のライセンス、許可証および承認を必要とする。安全、環境および類似の規制は、当社の事業に重大な要件および遵守費用を課す。当社が航空事業者の認証を維持するために、当社は韓国およびその他において規則を遵守しなければならない。多国間、二国間および地域の規制によって、当社、競合他社および潜在的な競合企業の国際市場へのアクセスが決定される。当社はかかるライセンス、許可証および承認を必要な時に維持または取得することができたが、関連当局が当該ライセンス、許可証もしくは承認を、適時に、完全にもしくは当社にとって受入れ可能な条件で、発行し続けると保証することはできない。当社は、適用を受ける規則について支配権を有していない。当該規則、または当該規則の運用の変更は、コストを引上げ、正常なサービスを妨げ、市場へのアクセスを制限し、競合他社に利することにより、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の財務実績および経営成績には季節変動がある。

当社は、夏休みの時期に航空旅行の需要が高まるため、一般に第3四半期に旅客サービス事業から高収益を計上する。10月および11月に旅行が減少するため、当社の売上はこの時期に減少するが、当社の貨物サービス事業による売上は一般に第4四半期に増加する。当社の経営成績は一般にこうした季節性を反映しているが、燃料価格、自然災害および競争環境の変化を始めとする必ずしも季節性ではないその他多くの要因の影響も受けてきた。

当社は、航空券の大部分の販売を第三者販売店に依存している。

当社は、航空券販売の相当な部分を自社の販売店およびインターネットのウェブサイトを通じて販売しているが、その販売の大部分について重要な販売チャネルとして第三者の販売店に依存している。当社が第三者販売店との良好な関係を維持できる、または商業的に受入れ可能な条件で販売店を替えることができると保証することはできず、あるいはまったく替えることができない可能性がある。第三者販売店が他の航空会社の優先販売を選択する場合には、当社の売上は悪影響を受けることがある。当社と第三者販売店との関係は、他の航空会社から彼らに提供される事業および割安なパッケージの諸条件、他の航空サービス販売店との取決めの変更ならびに航空サービスの新しい販売方法の導入および成長によって影響を受けることがある。さらに、これらの第三者は当社の旅客および潜在的旅客と相互作用しており、負の相互作用は当社の評判を損なう可能性があり、当社の事業に悪影響を与える可能性がある。

当社の業務は多くの空港に大きく依存しており、その事業はかかる空港での操業を著しく妨害するいかなる事態によっても損害を受ける。

当社の国際航空運送業務は仁川空港に大きく依存しており、またさほどではないが、ソウルにある金浦空港にも依存しており、国内航空運送業務は金浦空港、済州島の済州国際空港および釜山近郊の金海国際空港に大きく依存している。航空交通管制の遅れ、天候状態、自然災害、成長の制約、第三者サービス・プロバイダーとの関係、コンピュータ・システムの不具合、施設の混乱、労使関係、電力供給、燃料供給、テロ行為その他を原因とするこれらの空港におけるサービスの重大な中断または混乱は、当社の事業、財務状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、通常の事業活動その他において訴訟または政府の調査の当事者となっており、または当事者となる可能性があり、そのことは当社の財政状態、流動性および評判に影響を及ぼしうる。

当社はしばしば、その通常の業務その他において韓国内外で法律手続き、賠償請求および政府による捜査または調査ならびにその他の法律事案等の当事者であるか、またはその他関与している。当社は現在、完全に解決に至っていない様々な法律手続きまたは賠償請求に関与しており、追加的な法律手続きおよび賠償請求が将来発生する可能性がある。訴訟には重大な不確実性が伴い、費用および時間を要し、当社の業務に支障を来す可能性がある。訴訟、仲裁、捜査またはその他の手続きもしくは措置の不利な解決およびこれらに関連したメディア報道は、非金銭的な救済によるものを含め、当社の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、当社が判決、和解、罰則または罰金を満足するために支払わなければならない金額は、保険によってカバーできない可能性がある。法律手続きおよびその不利な判決の結果、悪評判がたち、当社の評判に傷がつくこともあり、そのことは当社の事業に悪影響を及ぼしうる。当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）の「第6－3 その他-(2)訴訟等」を参照されたい。

当社の業務は、韓国人顧客に大きく依存しており、韓国人旅行者からの需要が減少すると当社の事業に悪影響を及ぼす。

韓国人の海外旅行が当社の国際線旅客業務の大部分を構成しているため、当社の国際線および国内線の旅客サービス業務はいずれも韓国人顧客にかなり依存している。当社の事業は、韓国の経済情勢の悪化、韓国人旅行者の航空輸送に対する需要の減少、または自然災害、テロ攻撃、もしくは空港使用料およびサー

チャージのように旅客に課される料金の引上げに関連した航空運賃の大幅な値上げなどの要因による韓国内における航空輸送サービスの混乱を引き起こすあらゆる状況によって悪影響を受けうる。海外からの訪韓旅行者が当社の国際線旅客に占める割合は近年上昇してきたが、当社は韓国国民の旅行への依存度は引き続き重要になると予想している。

労働争議は当社の業務に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は労働争議のリスクを抱えている。当社の従業員の多くは4つの労働組合のひとつに加入しており、労働組合との関係を維持することは極めて複雑であり、経営陣による時間および資源の多大な貢献を要する。その結果、当社は随時労働争議を経験してきており、従業員に一定の譲歩をしてきた。2016年12月を最後に、当社において労働争議は発生していない。将来、当社が労働組合との間で賃金もしくは労働時間といった重要な問題について満足のいく条件で合意することができない場合、または労働者との間で労働争議が発生し、またはストライキもしくは休業が発生した場合、当社の事業、財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性がある。

当社は、その顧客データの処理から生じる責任または規制措置を受ける可能性がある。

当社は、コンピュータ化した予約システムを通じて顧客データを維持している。近年、企業や機関が保有する個人情報および記録が漏洩し、ハッキングされその他不正アクセスを受ける多くの事例が発生している。当社顧客の個人情報が漏洩し、ハッキングされまたは不正にアクセスされた場合には、当社は責任および規制措置を受ける可能性があり、そのことが当社の事業を混乱させ、その評判を損なう可能性があり、事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

航空機の納入の遅延または予定された航空機材能力のその他喪失および新型機が期待された性能を発揮しないことは、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の事業の成功は、とりわけ、その運航する航空機の数および型の効率的な管理に依存している。多くの場合、当社は運航予定の航空機の購入またはリースについて契約上の約定を有している。何らかの理由で当社が契約上予定された納入日に新型航空機の納入を受入れまたは確保できない場合、そのことは当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当社が、燃料効率および信頼性に関するものを含め、期待された性能または品質基準を満たさない航空機を受取った場合、当社の事業、財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性がある。

当社の筆頭株主であり、韓進グループの持株会社である韓進KALカンパニー・リミテッド（以下「韓進KAL」という。）ならびに同社が推薦した取締役または役員の利害は、当社もしくは当社の他の株主の利害と異なるか、または対立する可能性がある。

2023年12月31日現在、当社の筆頭株主であり、韓進グループの持株会社である韓進KALは、当社の発行済普通株式の26.13%および優先株式の0.86%を保有していた。また、韓進KALの代表取締役である趙源泰氏は当社の会長を兼任している。当社の筆頭株主としての権利を行使する場合、韓進KALは当社の利害だけでなく、同社の利害および韓進グループの他の関連会社の利害も考慮する。かかる利害は、当社の事業ならびに企業買収、債務負担、金融約定および賠償の取決めを含む経営に関連した多くの分野における当社の利害と対立することがある。韓進KALおよび趙氏は、当社の経営にかかわる事項に重大な影響力を有しており、韓進グループの他の関連会社との取引における当社の事業判断に影響を及ぼし、そのことが、当社の利害よりも韓進KALの利害に利することがあり、その結果当社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響をもたらすことがある。

当社は、アジアナ航空株式会社（以下「アジアナ航空」という。）を買収したが、そのことが当社の事業および財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

2020年11月16日、当社の筆頭株主である韓進KALおよび韓国産業銀行（以下「KDB」という。）は、航空産業の再編に関する投資契約を締結した。この契約に基づいて、KDBは払込資本の増資（0.5兆ウォンの第三者割当）および韓進KALが発行する永久交換社債の引受け（0.3兆ウォン）により、韓進KALに0.8兆ウォンの資本注入を行った。韓進KALは、当社に対する貸付（0.8兆ウォン）および当社の払込資本の増資（0.7兆ウォンの株主割当）により、1.5兆ウォンの資本注入を行った。その後、2020年11月17日、当社はアジアナ航空の新株131,578,947株（1.5兆ウォン）を取得する株式引受契約をアジアナ航空との間で締結した。これはアジアナ航空の持分63.88%に相当する。当社は、アジアナ航空に対し、2020年12月に0.3兆ウォンの第1回払込を、また2021年3月に0.4兆ウォンの中間払込を行い、以下に記載する各国の公正取引当局からの承認を受けて、2024年12月に最終払込を行って株式の取得が完了した。さらに、2020年12月、アジアナ航空が発行した永久転換社債（0.3兆ウォン）を引受け、また2023年11月にアジアナ航空が発行した永久転換社債（0.3兆ウォン）を引受け、アジアナ航空はこれを2020年12月に発行した上記の永久転換社債の償還に充当した。さらに、2024年6月、当社はアジアナ航空が発行した永久転換社債（0.175兆ウォン）を引受けた。本書の日付現在、当社が保有するアジアナ航空の永久転換社債の発行残高は0.475兆ウォンであり、いずれも株式に転換されていない。

アジアナ航空の買収には、KFTCによる企業結合の承認ならびに米国、欧州連合および日本といった世界の諸国のこれと同等の当局の承認を必要とする。2022年2月21日、KFTCから条件付承認が付与されており、日本においては2024年1月31日付で承認が完了している。2024年11月28日、欧州委員会が買収の最終承認を付与し、2024年12月には米国司法省も買収を承認した。欧州委員会の承認のために定められた条件に従って、当社は2024年5月、ヨーロッパの旅客路線4本を韓国のローコストキャリアの1社である株式会社ティーウェイ航空に譲渡し、2024年8月にはエアインチョン株式会社との間でアジアナ航空の貨物事業部門を同社に売却する契約を締結した。その結果、アジアナ航空の買収に関する各国の競争当局からの規制承認手続はすべて完了した。ただし、当社は依然として、買収日から10年間、KFTCによって課されたいくつかの構造および行動についての問題解消措置を遵守する必要がある。

2024年12月11日、当社はアジアナ航空に対して0.8兆ウォンの最終払込を行い、アジアナ航空の持分63.88%の取得を完了した。2024年12月12日、当社はアジアナ航空を連結子会社として正式に編入した。この買収後、当社とアジアナ航空は、統合に向けた準備を進めながら約2年間は別ブランドの親子会社として運営し、アジアナ航空が当社に吸収合併されることで、統合された大韓航空の発足を目指す。

アジアナ航空の買収は、当社の財政状態に影響を及ぼす可能性がある。2024年9月30日現在、両社の純債務（負債総計額から現金及び現金性資産（短期金融商品を含む。）を差し引いた金額）を合計すると、当社単独の場合より5,290十億ウォン多い10,844十億ウォンである。資産合計に対する借入総額の合計の割合は40.0%で、当社単独の場合と比較して4.7パーセントポイント高い。2社を合わせた流動性比率は70.2%（当社単独の場合より-21.1パーセントポイント）で、負債比率は297.9%（当社単独の場合より+98.6パーセントポイント）である。これらの数値は、両社の2024年9月30日現在のレビュー済連結財務書類の単純合計により算出されたものである。ただし、合計の数値は外部監査人のレビューまたは監査を受けておらず、変動する可能性がある。

また、当社は航空機/路線の統合および合理化ならびに共通する営業費用のコスト削減など、買収による相乗効果を期待している。それでも、買収の相乗効果は内外の環境の影響を受ける可能性がある。さらに、いずれの合併・買収の場合とも同様に、買収後の統合プロセスは様々な要因によって遅延する可能性があり、また、上記のように完了しない可能性もある。

韓国に関連するリスク

韓国における経済状況が悪化すると、当社の顧客は財政上の困難に直面する可能性があり、当社の現在の事業および将来の成長に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は韓国で設立され、その資産の大部分は韓国に所在している。その結果、当社は韓国特有の政治、経済、法律および規制上のリスクに晒されており、その営業戦略の成果および成功は韓国経済全体に大きく依存している。近年の韓国の経済指標は、成長と不確実性が混在した兆候を示しており、2020年には韓国経済全体および韓国の主要貿易相手国の経済はCOVID-19のパンデミックの弱体化効果により、悪化に直面している。接触伝染病またはCOVID-19のパンデミックのような類似の公衆衛生上の脅威の発生は、当社の事業、経営成績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、政情不安は韓国経済にいっそうの悪影響を及ぼし、韓国企業の株価の変動をもたらす可能性がある。折々の政治的混乱が社会不安や経済不安を引き起こす可能性がある。弾劾や戒厳令の布告といった事象が、国の政治的および経済的状況を混乱させる可能性がある。こうした事象が発生すると、広範な抗議活動、市場の不安定性、経済のさまざまな部門での一時的な停滞につながる可能性がある、国内での事業活動に影響を与える可能性がある。その結果、韓国経済の将来の成長は、世界経済の展開を含め、当社の支配の及ばない多くの要因に左右される。

韓国経済に悪影響を与える可能性のある展開には以下が含まれる。

- ・ 韓国および世界の経済における景気信頼感の低下および消費者支出の減速。
- ・ COVID-19のパンデミックのような韓国または世界の他の地域における深刻な感染症の発生。
- ・ いくつかの国におけるソブリン・デフォルト・リスクの高まり、およびそれに伴う世界の金融市場への悪影響。
- ・ 米中間の経済および貿易関係の悪化や、英国の欧州連合離脱に関する不確実性の結果として生じたものを含む、米国、ヨーロッパ、日本および中国など、韓国にとって重要な輸出先市場である諸国および地域の経済、またはアジアその他の新興市場経済の悪化もしくは不確実性
- ・ 外貨準備水準、コモディティ価格（石油価格を含む。）、為替レート（米ドル、ユーロもしくは日本円の為替相場の変動または人民元の再評価を含む。）、金利、インフレ率もしくは株式市場の悪化またはボラティリティ。
- ・ 外交政策における領土紛争もしくは貿易紛争または意見の不一致から生じる関係悪化を含む、韓国とその貿易相手国もしくは同盟国との間の経済上または外交上の関係の悪化。
- ・ 家計債務水準の継続的な上昇ならびに韓国における消費者および中小企業借入人による支払遅延および信用デフォルトの増加。
- ・ 韓国不動産の市場価格の大幅な下落。
- ・ 韓国の大手企業グループとその上級経営陣に対する可能性のある違法行為に関する捜査。
- ・ 未決のまたは将来の自由貿易協定または現行の自由貿易協定への変更の経済的影響。
- ・ 社会不安および労働不安。
- ・ 税収の減少ならびに財政刺激策、失業補償および政府の財政赤字の増加につながるその他の経済的および社会的プログラムのための政府支出の大幅な増加。
- ・ 韓国の財閥、経営難のその他の大企業、その供給業者もしくは金融部門の財政問題または再編の進展の欠如。
- ・ 特定の韓国企業における企業会計上の不正またはコーポレート・ガバナンスの問題から生じる投資家の信頼の喪失。
- ・ 韓国における高齢者支援のための社会的支出の増加または韓国における人口減少による経済生産性の低下。
- ・ 地政学的な不確実性と世界中のテロ組織によるさらなる攻撃のリスク。

- ・ 弾劾や戒厳令の布告といった政治的事象または韓国内における政党間もしくは政党内の対立の激化を含む政情不安。
- ・ 韓国またはその主要貿易相手国に経済的またはその他の重大な悪影響をもたらす自然災害または人災。
- ・ 中東および北アフリカの産油国を巻き込む敵対関係または政治的もしくは社会的緊張および石油供給の重大な遮断もしくは石油価格の急騰。
- ・ 北朝鮮と韓国もしくは米国との間の緊張水準の高まりまたは敵対関係の勃発。

韓国および世界の経済のさらなる悪化は、当社顧客を含む韓国の消費者一般の、ひいては当社の、所得、財政状態および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

北朝鮮との緊張関係の高まりが、当社および当社の有価証券の市場価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

韓国と北朝鮮との関係は、韓国の現代の歴史を通じて緊張が続いている。南北間の緊張の度合いは変動しており、現在および将来の事象如何で突発的に高まる可能性がある。特に近年、北朝鮮の核兵器や弾道ミサイル計画に加え、韓国に対する敵対的な軍事的行為に端を発して安全保障を巡る懸念が高まっている。近年の重大事案としては以下のものが含まれる。

- ・ 北朝鮮は、2003年1月に核拡散防止条約に基づく義務を放棄したことを発表し、2006年10月から6回にわたって核実験を実施した。この実験には、プルトニウム爆弾より強力な水爆の爆発と主張するものと、弾道ミサイルに搭載可能な弾頭が含まれていた。長年にわたり、北朝鮮は、弾道ミサイルの発射実験も繰返し実施したが、これには、潜水艦から発射されたミサイルおよび米国本土にまで到達しうるとされる大陸間弾道ミサイルが含まれていた。これに対して、政府は挑発行為および関連する国連安全保障理事会の決議に対する紛れもない違反を繰返し非難した。2016年2月、政府は、2016年1月の北朝鮮による4回目の核実験に対応して、南北開城工業団地を閉鎖した。国際的には、国連安全保障理事会が北朝鮮の行為を非難し、北朝鮮に適用される制裁の範囲を大幅に拡大する一連の決議を採択した。最近では2017年11月の北朝鮮による大陸間弾道ミサイルの発射実験に対応して2017年12月に決議が採択された。長年にわたり、米国および欧州連合も北朝鮮に対する制裁を拡大してきた。
- ・ 2010年3月、韓国海軍の軍艦が海中爆発により破壊され、多数の乗組員が死亡した。政府は、かかる沈没を引き起こしたとして北朝鮮を公式に非難したが、北朝鮮はかかる沈没についての責任を否定した。さらに、2010年11月、北朝鮮は百発を超える砲撃を行い、これが朝鮮半島西岸の南北間の事実上の海上国境となる北方限界線近くの韓国の延坪島に着弾し、複数の負傷者と著しい財産上の損害が生じた。政府はこの攻撃について北朝鮮を非難し、さらなる挑発行為があった場合には断固とした報復措置に出ることを明言した。

北朝鮮経済は深刻な困難にも直面しており、このことは北朝鮮国内の社会および政治的圧力をさらに悪化させる可能性がある。

2018年4月、2018年5月および2018年9月に南北首脳会談が開催され、2018年6月、2019年2月および2019年6月には米朝首脳会談が開催されたが、朝鮮半島に影響を与える緊張の度合いが将来一段と高まらないという保証はない。例えば北朝鮮の指導者の危機、南北間または米朝間の高官レベルの接触が失敗に終わった場合、または軍事的な対立が生じた場合など、緊張が高まった場合には、韓国経済ならびに当社の事業、財政状態および経営成績ならびに当社の有価証券の市場価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

韓国企業の有価証券に対する投資には、緊急事態において政府が規制を課す可能性ならびに他の法域と異なる会計基準および企業開示基準を含む特有のリスクが存在する。

当社は韓国企業であるため、当社の有価証券への投資に関連するリスクがあり、これは米国またはヨーロッパの企業の有価証券への典型的な投資とは異なる。当社は韓国企業であり、諸外国とは異なるビジネス環境および文化的環境の中で事業を行っている。

韓国外國為替取引法の下では、金利もしくは為替相場における突然の変動、国際収支の安定を損なう極端な局面、または韓国の金融・資本市場における大混乱を含めて、特定の緊急事態が起こりうると政府が、判断する場合には、韓国または外国人投資家に対して、韓国の有価証券の取得、または韓国の有価証券からもしくはその処分もしくはその他外国為替に関する取引から生じた利息、配当金もしくは売却代金を本国送金する際には、事前に企画財務部長官の承認を必要とするなど、必要な制限を課することがある。

また、当社は、一定の諸外国の企業に適用される会計原則とは多くの重要な点において異なるK-IFRSに準拠して財務諸表を作成し、提示している。当社はまた、韓国取引所の規則および韓国で認められている慣行に従って当社の事業のその他の側面に関して公的な開示を行っている。かかる開示規則および慣行は、一定の諸外国の企業に適用されるそれとは多くの重要な点で異なっている。また当社のような韓国企業に関して公的に入手可能な情報は、その他諸国の公開または非公開会社による定期的に入手可能な情報に比べて少ない可能性がある。投資判断を行うに当たって、投資家は当社についての独自の調査に依拠すべきである。

投資家は、当社に対する外国裁判所の判決を執行できない可能性がある。

当社は、韓国法に基づいて組織された有限責任会社である。本書に氏名が掲げられている取締役、役員およびその他の者はほぼ全員が韓国に在住しており、本書に氏名が掲げられている取締役、役員およびその他の者のすべてまたはほぼすべての資産、ならびに当社の資産の大部分は韓国に存在している。そのため、投資家は韓国外における訴状送達を有効に行えない可能性があり、また外国裁判所での判決を当該取締役等もしくは当社に対して執行できない可能性がある。韓国外の裁判管轄地の証券法に基づく民事責任について、それが原審である場合、または外国判決の執行を求める訴訟である場合のいずれにおいても、韓国における執行可能性は不確実である。

第三部【保証会社等の情報】

（発行登録書の「第三部 保証会社等の情報」の見出しの下に、以下の記載が挿入される。）

<韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第4回円貨社債（2025）に関する情報>

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

第一部「証券情報」に掲げた韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第4回円貨社債（2025）

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

日本において継続開示義務を負う、本社債の保証人である韓国輸出入銀行に関する事項は以下のとおりである。

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度	[	自 2023年1月1日	]	2024年6月12日
		至 2023年12月31日		関東財務局長に提出

②【半期報告書】

該当事項なし

③【臨時報告書】

該当事項なし

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を2024年11月18日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を2025年1月15日に関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

該当事項なし

<上記の社債以外の社債に関する情報>